用途地域等一括変更の 実施について

1. 実施の背景

- ◆ 2004年(平成16年)の区域区分等の見直し以降、 約18年が経過し、区域境界等の根拠としている 地形地物(道路や河川等)の変更(変化)などがあり、 境界と現況地形との齟齬が生じている。
- ◆東京都が策定した『都市づくりのグランドデザイン』で 示した都市像の実現に向け、東京都の『用途地域等に 関する指定方針及び指定基準』が改定された。

【東京都】

都市計画法第15条の2に基づく 都市計画の案の作成依頼

【町田市】

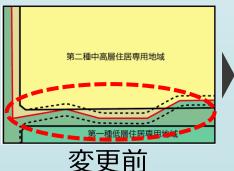
区域区分及び用途地域等の一括変更の検討作業

2. 変更の対象

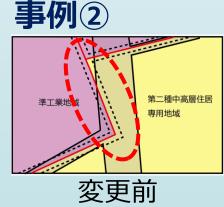
◆用途地域の境界の基準としていた地形地物が変更したケース

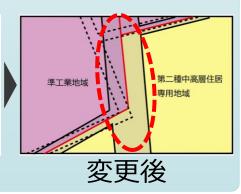
道路形状の変化により現況の道路に合わせる

事例①



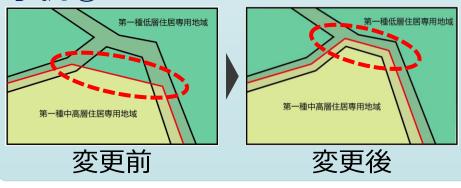
第二種中高層住居専用地域第一種低層住居専用地域

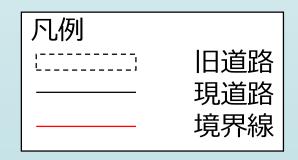




境界の根拠等が不明瞭のため、現況の道路に合わせる

事例③





3. スケジュール、都市計画決定(変更)後の対応について

◆スケジュール(予定)

2020年	1月	東京都からの変更原案作成依頼(都市計画法第15条の2第1項)
2020~2021年度		関係機関等と協議、変更素案作成
2022年	5月~7月	都市計画素案に関する住民説明会(計10回)
2023年	1月	町田市都市計画審議会へ報告
	3月	都市計画原案を東京都へ提出
	8月~	都市計画案の縦覧等(都市計画法第17条第1項) 町田市都市計画審議会へ付議
2024年	2月	東京都都市計画審議会へ付議
	4月	都市計画決定・告示予定

◆都市計画決定(変更)後の対応

- ・今回の都市計画変更は、地形地物の変更による用途地域等の境界の 現況地形との齟齬(ズレ)を整理するものです。
- ・用途地域等の変更により、地権者の方々に直ちに改修等を行っていただく必要はありません。
- 将来の建替えなどの際は、変更後の用途地域等に適合した建築物にしていただく必要があります。